

## 障害者自立支援法・児童福祉法制度下における障害福祉サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

障害者自立支援法制度下における類型	対象者	障害福祉サービスに要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)		分類	
		介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による喀痰吸引等の対価以外		
訪問系サービス	居宅介護 ・身体介護（居宅における身体介護が中心である場合） ・通院等介助（身体介護を伴う通院介助が中心である場合） ・乗降介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合）	支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者	対象（注1）	福祉系サービス	
	重度訪問介護		対象（自己負担額の50%） (注1、2)		
	重度障害者等包括支援（注3）		対象（自己負担額のうち、居宅介護及び短期入所の部分は全額、重度訪問介護の部分は50%） (注1、2)		
	同行援護		対象 (自己負担額の10%)		
	行動援護		対象外		
日中活動系サービス	短期入所	支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者	対象 (自己負担額の10%)	対象（市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分に限る。） 福祉系サービス	
	療養介護		対象 医療系サービス		
	生活介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外 福祉系サービス	
居住系サービス	共同生活介護	支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者	対象 (自己負担額の10%)	対象外 福祉系サービス	
	施設入所支援				
	共同生活援助				
訓練系・就労系サービス	自立訓練	支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者	対象 (自己負担額の10%)	対象外 福祉系サービス	
	就労移行支援				
	就労継続支援				

(注1) 医師との適切な連携をとって提供されたサービスに限る。

(注2) 重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、身体介護に係る部分に限る。

(注3) 重度障害者等包括支援は、身体介護を中心に居宅介護その他の在宅系の障害福祉サービスを提供するもの。

児童福祉法制度下における制度	対象者	障害児支援に要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)		分類
		介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による喀痰吸引等の対価以外	
通所支援	医療型児童発達支援	通所給付決定保護者	対象 医療系サービス	対象 医療系サービス
	児童発達支援・放課後等デイサービス		対象 (自己負担額の10%)	
	保育所等訪問支援		対象外	
入所支援	児童発達支援 (医療型障害児入所施設での支援)	入所給付決定保護者	対象 医療系サービス	対象 医療系サービス
	障害児入所支援 (福祉型障害児入所施設での支援)		対象(自己負担額の10%)	